Ｒ８．11

小金井市
小口事業資金融資あっせん制度のご案内

がんばる商工業者の皆さまを応援します

地元の商工業者等の皆さま（法人・個人事業主）の事業育成のため、小金井市が融資のあっせんを行い、貸付利子及び保証料の一部補助を行います。

●中東情勢対策緊急資金の申請を受付中です。

・物価高騰及び中東情勢悪化等に伴いにより事業活動に影響を受けている地元商工業者の皆さまを支援するため、利子と保証料の全額を市が負担する資金メニューを追加しました。

●短期プライムレートの改定に伴い、利率を変更しました。

・短期プライムレートの改定により、令和８年１１月２日より本制度の利率を変更しました（詳細は、２ページ目「融資あっせん内容」をご覧ください。）。今回の利率増加分については、市負担利率を増加したため、借受人の負担利率に変更はありません。

・借受人利率及び市負担利率は**変動制**です。今後の金利上昇によっては借受人の負担利率が変更となる場合がございますので、ご承諾の上、本制度をご利用ください（１ページ目「返済について」をご覧ください。）。

●新型コロナウイルス感染症対策緊急資金の受付を終了しました。

・新型コロナウイルス感染症対策緊急資金は、令和６年６月２８日をもって受付を終了しました。

●平成３０年度に制度の内容を一部変更しております。

・「借換資金（運転）」・「借換資金（設備）」を新設しました。
　借換資金を利用すれば、毎月の返済額を増やすことなく、追加融資を受けることが可能になります。
・法人の申込要件を緩和しました。
　法人本店が小金井市内にある場合、代表者の住所は問いません。

お申込み・お問合せ

小金井市役所
〒184-8504　小金井市本町６－６－３
電　話　０４２－３８７－９８３１
ＦＡＸ　０４２－３８６－２６０９
ＵＲＬ　http://www.city.koganei.lg.jp

ご相談の際は、事前にご連絡のうえ来庁いただきますようお願いします。
申請には要件があります。詳しくは、こちらのパンフレットをご覧ください。
審査によりご希望に添えないことがあります。

申 込 資 格

1 住 所 等

【開業資金を除く資金】

（法人の場合）　※⑴又は⑵

	本店（NPO法人の場合は「主たる事務所」）の所在地	法人代表者の住所
⑴	市内に本店を有し、引き続き１年以上市内で同一事業を営んでいること	―
⑵	隣接市に本店を有し、引き続き１年以上隣接市又は市内で同一事業を営んでいる場合	引き続き１年以上市内に住所を有している

（個人事業主の場合）　※⑴又は⑵

	申 込 者 の 住 所	主たる事業所の所在地
⑴	引き続き市内に１年以上住所を有している場合	市内又は隣接市に主たる事業所があり、引き続き１年以上、市内又は隣接市で同一事業を営んでいる
⑵	引き続き隣接市に１年以上住所を有している場合	市内に主たる事業所があり、引き続き１年以上、市内で同一事業を営んでいる

（注１）**本店（主たる事務所）の所在地**とは、単なる登記上の住所というだけではなく、**事業実態**がある（**小金井市に法人市民税の申告を行っている**）**こと**が必要です。

（注２）隣接市**とは、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小平市、国分寺市、西東京市**です。

【開業資金】　※⑴又は⑵

⑴ 事業を営んでいない個人で①又は②に該当する方が対象

① 法人又は個人事業主として小金井市内で開業する方

② 法人又は個人事業主で小金井市内で開業した日から１年未満の方

⑵ 事業を営んでいる方で①又は②に該当する方が対象

① 特許法又は意匠法の登録を有する方（第三者からの導入を含む）もしくは法律による資格を有する方で、その登録又は資格に基づく事業を、個人又は法人として小金井市内で開業しようとする方

② 小金井市内で事業を営む法人又は個人事業主で①により開業した日から１年未満の方

◎ 申請時には、当該事業に着手していることが明らかなことが必要です。

（店舗賃貸契約、機械・器具等設備の発注、商品・原材料の仕入れ、事業許認可など、事業に着手していることが分かる関係書類を提出していただきます。）

2 事業規模及び業種

- 常勤の従業員が３０人以下であること。
- 東京信用保証協会又は東京都農業信用基金協会の保証対象業種であること。

3 納 税

申込人及び連帯保証人（申込人が法人の場合のみ）は、市税の納税義務者であり、申請時点で納期の到来している市税を完納していること。

返 済 に つ い て

１．償還方法は、毎月元金均等払となります。

２．借受人利率及び市負担利率は**変動制**です。貸付利率は、市が指定する金融機関の短期プライムレートに連動しているため、利率の変動があった場合には新利率が適用されます。

３．繰上償還もできます。（一部内入れの場合は、返済期間短縮のみ対応可能。その他の条件については、事前にご相談ください。）

融資あっせん内容

資金種類	限度額	併用申込	償還期間	利率（年利・変動制/固定制） 借受人利率	利率（年利・変動制/固定制） 市負担利率	保証料補助（最大1/2又は全額）	用途
運転資金	600万円	各限度額及び各償還期間内で総額800万円	5年以内	0.8%	2.325%	最大1/2	商品及び原材料の仕入れ資金、手形の決済、給料支払い等に必要な資金
運転資金（借換）			5年以内			―	返済中の1つの融資（運転資金）と追加融資（運転資金）を一本化するための資金 ※ 同一の指定金融機関へのあっせんに限る。
設備資金	800万円		7年以内			最大1/2	市内もしくは隣接市への設備投資に必要な資金 車両購入は、原則、車両本体価格（300万円以内のもの）のみをあっせんの対象とし、オプション品等はあっせんの対象外。なお、車体に社名・社章等を明示することが必要。 ＊トラック・個人タクシー用の車両については価格要件対象外。車種により対象外の場合あり。
設備資金（借換）			7年以内			―	返済中の1つの融資（設備資金）と追加融資（設備資金）を一本化するための資金。 ※ 同一の指定金融機関へのあっせんに限る。
特別設備資金	200万円	設備資金と併用申込可	7年以内			最大1/2	【資金使途】(1)又は(2) (1) 福祉のまちづくりに準じて利用者が安全で快適に利用できるための店舗出入口の段差解消や自動扉設置等の施設整備に必要な資金 (2) 地球温暖化対策や公害防止対策等の快適環境実現のために、営業用低公害車両の購入や工場設備改善等に必要な資金
開業資金	500万円	―	5年以内			最大1/2	市内で開業するための運転資金及び設備資金（市内で開業後1年未満の方も対象）
商店街等振興資金	800万円	―	運転資金・5年以内 設備資金・7年以内			最大1/2	市内の法人組織の商店会への団体融資が対象。 商店街のイベント開催等の共同事業活動等に必要な運転資金及び街路装飾や駐車施設等の共同施設設置等のために必要な設備資金
緊急資金 経営安定化緊急資金 (1)売上高減少 (2)連鎖倒産防止対策	300万円	運転資金、設備資金、各借換資金、特別設備資金との併用申込可	3年以内	0.5%	2.625%	最大1/2	【申込期間】 令和9年3月31日まで。 【申請要件】次のいずれか【資金使途】運転資金のみ (1) 最近3ヶ月又は1年間の売上高が前年同期と比較して3％以上減少していること (2) 倒産した取引先の相手方企業に、売掛金等回収困難な債権を有していること
緊急資金 中東情勢等対策緊急資金	600万円		5年以内	0.0%	2.0%	全額	【申込期間】 令和8年10月1日から令和9年3月31日まで。 【申請要件】次のとおり【資金使途】運転資金のみ 物価高騰及び中東情勢悪化等に伴い事業活動に影響を受け最近3か月間又は最近1年間の売上高、売上総利益、営業利益のいずれかが前年同期と比較して3％以上減少していること

◎ 各資金の償還期間内は据置6か月以内を含みます。ただし、「運転資金（借換）」及び「設備資金（借換）」については、据置期間を設けることはできません。

提　出　書　類

申込資金＼提出書類		融資あっせん申込書	申請に係る承諾書	※市税納税証明書	確定申告書（決算書）写し（電子申告は受信通知）	許認可証（必要業種）（写し）	対象物件の見積書（写し可）	対象物件のカタログ工事見取図等（写し可）	事業（開業）計画書	あっせん対象該当届	連帯保証人届（代表理事）
個人	運転	◎	◎	◎	◎	◎					
	運転（借換）	◎	◎	◎	◎	◎					
	設備	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△			
	設備（借換）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△			
	特別設備	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△			
	開業	◎	◎	◎		◎	△	△	◎		
	緊急・中東情勢対策	◎	◎	◎	◎	◎				◎	
法人	運転	◎	◎	◎	◎	◎					
	運転（借換）	◎	◎	◎	◎	◎					
	設備	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△			
	設備（借換）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	◎		
	特別設備	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△			
	開業	◎	◎	◎		◎	△	△	◎		
	緊急・中東情勢対策	◎	◎	◎	◎	◎				◎	
商店街等振興資金		◎	◎	◎	◎						◎

◎:必ず必要　△:場合により必要

1：必要に応じ、その他の書類を提出していただきます。詳しくは、お問い合わせください。

（例）・設備資金で店舗等の改装資金をお申込みの場合は、物件所有者の承諾書、車の購入の場合は車種の選定理由書が必要な場合があります。

・開業資金の場合は、事業計画書に記載する事項の証明書類が必要です。

・緊急資金及び中東情勢対策緊急資金の場合は、あっせん対象該当届に記載した事項の証明書類が必要です。

・申請者が特定非営利活動法人の場合は、特定非営利活動促進法第２８条に定める「事業報告書」、「活動計算書」、「役員名簿」等についても提出が必要となりますので、事前にご相談ください。

2：※　市税納税証明書（小金井市税の場合、提出を省略できる場合があります。）

・申込者の住所地（法人の場合は所在地）の納税証明。

・連帯保証人（法人の代表者）については、住所地の納税証明。

・納税証明の内訳：市都民税（非課税の場合はその証明、法人の場合は法人市民税）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税。

・市税納税証明書で確認できない部分については領収書で確認させていただく場合があります。

再度申請する場合

市制度の融資を返済中の場合は、原則、申請時点で返済中の全ての融資に関して、融資額の各々３分の１以上を返済していることが必要です。詳しくはお問い合わせください。

１．同一資金を再度申請する場合

申請限度額は、申込む資金の限度額から、借受中の返済残高（申請時点）を控除した額になります。

２．異なる資金を申請する場合

申込資金の限度額以内で申請することができます。ただし、運転資金、運転資金（借換）、設備資金、設備資金（借換）は、借受中の残高と合わせて総額８００万円を超えないこと等の条件があります。

詳しくはお問い合わせください。

運転資金（借換）・設備資金（借換）について

１．市制度を利用した既存融資と追加融資を一本化します。（市制度以外の既存融資は対象外）

２．申請時点で返済中の全ての市制度融資に関して、融資額の各々３分の１以上を返済していることが必要です。

３．あっせんは、借換元の融資と同一の金融機関へのあっせんに限ります。

４．申請限度額を計算する際、借換資金で一括して返済する残高を控除する必要はありません。

５．各借換資金の返済中は、同じ借換資金の申し込みはできません。

６．申請前に申込先の金融機関へ必ずご相談ください。

申請できないケース

１．納税資金、生活資金としての申込み。

２．融資が実行される前に支払い済みとなるもの。

３．金融機関から取引停止処分を受けている場合。

４．過去に代位弁済や損失補償を受けた場合。

その他

１．あっせん後に申請内容について変更が生じたときは、必ず市にご連絡ください。

（住所、代表者、返済期間、資金の使用目的、事業の廃止や変更等、申請書記載内容に変更があった場合）

※ 申込要件を満たさなくなるような変更、償還金額や償還期間を変更する約定変更が行なわれた場合、あっせんを取消し、利子補給金の中止や返還、保証料補助金の返還、融資の一括繰上完済等をお願いする可能性がありますのでご注意ください。

２．繰上償還（一部繰上償還を含む）により保証機関から保証料の一部が返戻された場合は、補助割合に応じた金額を市へ返還していただきます。（ただし、市制度の借換資金を利用して既存融資を返済した場合を除きます。）

３．申請内容に変更が生じた場合や繰上償還が行われた場合、市は関係機関に対して必要な情報を伝え、変更内容や繰上償還に伴う保証料返還金等について、回答を求めることがあります。

４．設備購入の場合は、事業終了後に工事（購入）完了報告書（市の所定用紙）を提出してください。提出が無い場合、あっせん取消となることがあります。

５．開業資金を申請の際は、事業計画書に応じた添付書類が必要となります。詳しくは、事前にご相談ください。

６．併用申し込みについては、お問い合わせください。

７．法人代表者以外の連帯保証人は、原則不要です。

８．令和６年３月より、信用保証料の上乗せにより、経営者保証を提供しないことを選択できる保証制度（事業者選択型経営者保証非提供制度）を開始しています。（資格要件あり）

取扱金融機関

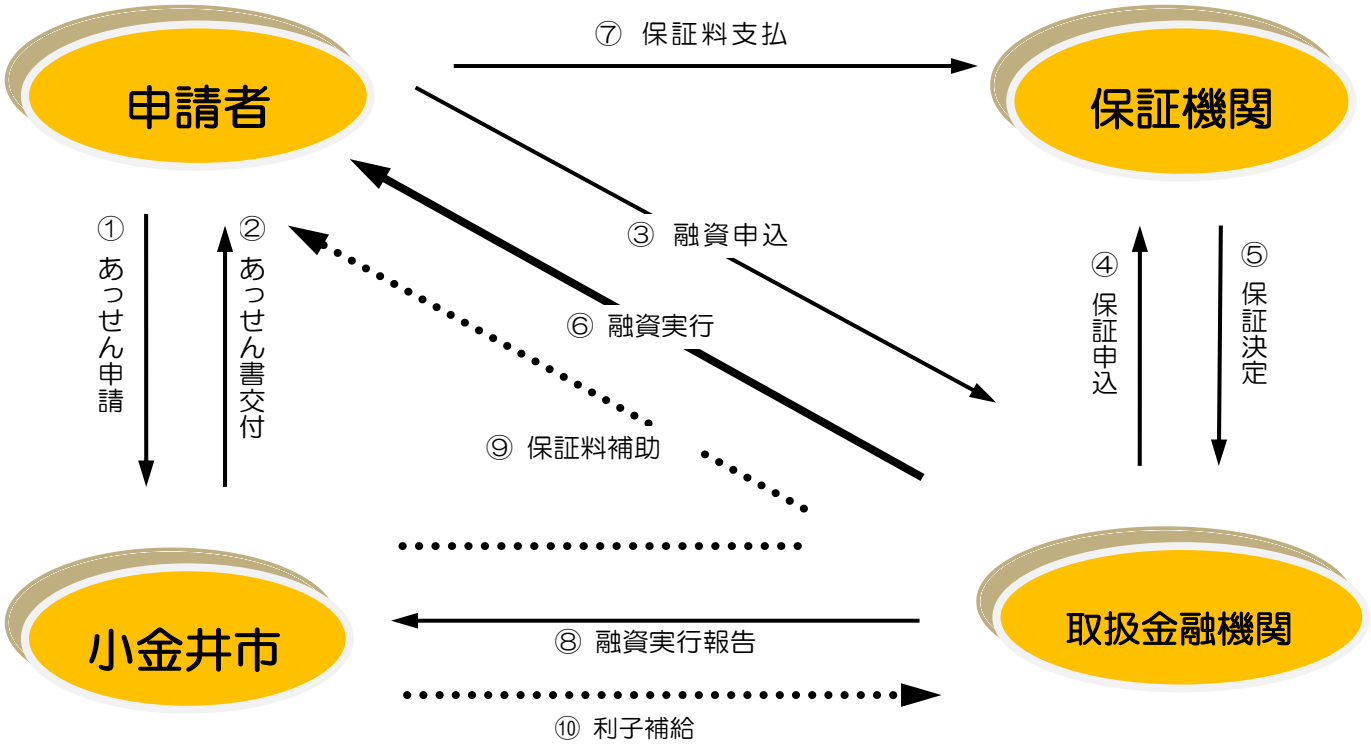
R8.11現在

金融機関名		所在地	電話番号
みずほ銀行　小金井支店		法人営業オフィス 千代田区神田錦町2番11号	03-6632-1051
多摩信用金庫	小金井支店	小金井市本町2-5-4	042-385-1111
	小金井南口支店	小金井市本町2-5-4小金井支店内	042-384-5111
東京むさし農業協同組合　小金井支店		小金井市中町4-16-22	042-381-6665
三菱UFJ銀行　小金井支店		小金井市本町2-6-3	042-383-2111
三井住友銀行　小金井支店		小金井市本町6-2-30	042-381-2141
昭和信用金庫　東小金井支店		小金井市東町4-42-21	042-384-1521
東日本銀行　新小金井支店		府中市美好町1-31-2 府中支店内	042-364-6511
山梨中央銀行　小金井支店		国分寺市西恋ヶ窪1-36-34国分寺支店内	042-324-3750
西武信用金庫　武蔵境支店		武蔵野市境1-15-14	0422-53-5011
青梅信用金庫　小金井支店		小金井市本町5－9－1	042-382-1221

中東情勢緊急資金は通常の取り扱い金融機関であっても、取り扱いがない金融機関がありますのでご注意ください。詳細は「中東情勢等対策緊急資金」ご案内の取扱金融機関一覧をご確認ください

～ 融資のお申込みについては、金融機関にもよくご相談ください。～

申請の流れ



※ 利子の補給は、市が直接取扱金融機関へ行います。

※ 保証料補助金は、原則、市が取扱金融機関を通じて申請者へ振込みます。（融資実行後、振込みまで数ヶ月の期間を要します。）